

平成17年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成17年9月28日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年9月30日 午前10時00分
	延 会	平成17年9月30日 午後 4時59分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	特別養護老人	藤田稔
助役	大沼隆	ホーム施設長	
収入役	黒田庄司	デイサービス	藤田稔(兼務)
総務課長	田辺正保	センター施設長	
税財政課長	佐藤悟	監査委員	今村實
まちづくり	福田美樹夫	監査事務局長	松澤武夫
推進課長		教育長	富澤泰
町民課長	久保一将	教委管理課長	米内山法敏
保健介護課長	豊原隆弘	教委指導室長	酒井裕之
福祉課長	松見弘文	教委生涯	柿崎修一
環境政策課長	小島信夫	学習課長	
産業振興課長	大崎広也	教委体育	松浦正之
建設課長	北村誠	振興課長	
病院事務長	斉藤健一	農委事務局長	藤田稔
水道課長	高根行晴		

1. 会議録署名議員

10番	池田實		
12番	谷口弘		

1. 会期

9月28日から9月30日までの3日間(休会なし)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(17.9.30)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告
第3	議案第52号	工事請負契約の変更について
第4	議案第53号	財産の取得について
第5	議案第54号	厚岸町土地開発公社の解散について
第6	議案第55号	厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
第7	議案第56号	厚岸町地区集会所条例等の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第57号	厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第58号	厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第59号	厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第60号	厚岸町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第61号	厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
第13	議案第62号	厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第63号	平成17年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第64号	平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第65号	平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
第15	認定第1号	平成16年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
第16	認定第2号	平成16年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第17	意見書案第7号	北海道の消費生活相談体制の充実を求める要望意見書
第18		産業建設常任委員会所管事務調査報告書

日 程	議 案 番 号	件 名
第19		各委員会閉会中の継続調査申出書
第20		議員の派遣について

厚岸町議会 第3回定例会

平成17年9月30日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成17年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番池田議員、12番谷口議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 昨日、第10回議会運営委員会を開会いたしまして、新たに出されました意見書案第7号 北海道の消費生活相談体制の充実を求める要望意見書を協議いたしました。本会議で審査することに決定いたしましたので、報告申し上げます。
- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（稲井議員） 日程第3、議案第52号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。
- 建設課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第52号 工事請負契約の変更について、その提案理由の説明を申し上げます。
平成16年9月22日、議案第62号をもって議決を得た工事請負契約の締結について、その一部を変更する内容であります。本工事は平成16年度と17年度の2カ年で環境省の補助をいただき、既設最終処分場に隣接して一般廃棄物最終処分場第2期埋立地を建設しているものであります。本年3月定例会において、施工場所が当初想定のとおり土質と実際の土質に相違があり、さらなる調査により鋼矢板土どめ工の工法変更と地盤改良工の土量の変更に伴う設計変更の議決を得ております。
現在まだ工事実施中ではありますが、工事工種によっては施工に伴う現場のふぐあいがあり、設計変更の必要がありましたが、限られた工期内での施工の必要性から、現場を

とめることなく概算に基づき対応してまいりました。このたび、現段階において現場的にも大きな設計変更要因もなくなりましたので、当初設計では想定できない最終処分場及び浸出水調整池ののり面等からの浸透水等の排水処理対策が必要になったことから設計変更を行うものであります。今般、工事請負契約の変更を行おうとするものであります。

議案書10ページをお開きください。

内容であります。区分変更前、変更後となっておりますが、工事名、場所について、それから3の契約の方法については、変更はございません。4の請負金額ですが、変更前、金3億5,601万3,000円が変更後3億6,798万3,000円となり、1,197万円増額となったものであります。請負契約者については変更ございません。

次ページをごらんください。

参考として工事概要の変更前、変更後を記載しておりますが、アンダーラインが引かれたところが変更箇所であります。数字が変わらないでアンダーラインが引かれたところは、使用資材の変更や土工数量の減や張り芝面積の増があったものです。詳しい変更内容は、平面図により行いたいと思います。工期については変更ございません。

位置図、平面図、断面図、別紙説明資料のとおりであります。次ページをお開きください。

位置図であります。厚岸町サンヌシ34番の厚岸町ごみ焼却処理場の付近で、厚岸町一般廃棄物最終処分場建設工事箇所でございます。

次ページをごらんください。

全体施設平面図であります。設計変更箇所について説明させていただきます。

図面の中で四角く囲まれた箇所が設計変更をあらわしております。図面真ん中の上部、埋立地の遮水シート面積1万2,931平方メートルが1万2,942平方メートルにふえ、不織布1万5,894平方メートルが1万5,961平方メートルにふえました。その下の遮断排水工は当初見ていなかったが、管理用道路整備時に地下からの浸透水があり、水処理をしなければ埋立地遮水シートの下に流れる可能性もあることから、管理用道路側溝の下に遮断式排水工、波付加工管172メートルを整備し、あわせて側溝を再利用材や新材を使い167メートルの布設がえを行い、排水しようとするものであります。管理用道路工については、特に斜線で表示した箇所から浸透水の流れが多く、下層路盤工、凍上抑制層、土床仕上げがふえたものであります。

次に、雑工になりますが、既設暗渠流末処理1号マンホール設置1カ所ではありますが、既設調整池から暗渠排水をとめるべく処理したが浸透水があり、現状のままでは埋立地に流入する心配もあることから、マンホールを設置し管理しようとするものであります。

(発言する者あり)

- 建設課長(北村課長) 今の雑工という、ちょうど真ん中辺にマンホール設置1カ所と書いております。丸くなったところです。

次に、埋立地造成に伴う浸出水集排水管及び地下水等集排水管については、これはちょうど埋立地の真ん中に縦断、横断とされている箇所がございますけれども、現場出来

型、特にのり面部に合わせて集排水幹線や支線の延長が変更になったものであります。

次に、雨水等集排水工や遮水工については、使用資材の変更やシート固定工、シートのり方補強工の延長が増減したものであります。これは、ちょうど右端の方になります。

次に、図面左下の浸出水調整池工であります。これも当初は見ておりませんでした。調整池掘削に伴い、のり面部からの浸透水が多く、このままだと遮水シートを固定することができないため、地下水等排水のため、のり面排水管を立体網状管37メートル新設し、あわせて遮断式排水工として波付加工管210メートルを布設しようとするものであります。

侵入防止柵工については、延長に変更はございませんが、張り芝面積がふえたものであります。

以上が重立った設計変更の内容でございます。

次ページをお開きください。

埋立地第2期の断面図であります。四角く囲まれた箇所が設計変更の数値です。内容については、平面図で説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

次ページをお開きください。

浸出水調整池第2期の断面図であります。四角く囲まれた箇所が設計変更の数値で、内容については平面図で説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

以上、雑駁な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。
13番。

- 菊池議員 ただいま工事請負契約の変更につきましてご報告がありましたが、変更はこれで2回目ということですね。追加の追加、契約条項につきましてはこれでもよいのかどうかということ。まず、3月定例会で変更が出ていると、現場のふぐあいがあったが、当初設計のとおりやっていると、のり面がネックであると、ふぐあいであるということ、数量変更、種類変更、工種追加という3つの追加がある、変更があるということ、それから数量で10項目、種類で1項目、工種で6項目、合計17項目の変更があると。変更をしなければならなかったその理由、今述べていましたけれども、もう少し具体的に。設計に甘さはなかったのかどうか、当初の計画よりも。その辺についてちょっとお知らせ願います。

- 議長（稲井議員） 建設課長。

- 建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

今回は、2回目の設計変更という形でございます。契約条項的には、1回、2回と限られている形ではございません。当然、現場や何かの状況で変わってきますと、設計変更というのは何回でも行われるという形になりますけれども、基本的にはやはり1回1回そのために設計変更を伴う、そのために工事をとめることができないために、ある程

度現場の中で把握できる範疇の中で、ある程度現場をとめないで施工しますけれども、ある程度の時期になったときには、これ以上、現場や何かで変更がないようであれば、やはり設計変更していく。期間に余裕があれば、1回1回それぞれ変更に伴う議決変更が必要かと思えますけれども、それはやはり大変時間と施工性にちょっと問題が残りますので、ある程度概算の中で事業者の中で処理できる分であれば、そういう先を進んで、ある程度めどが立った段階で設計変更を行うという形で、大きな工種の変更は、先ほど言いましたように、3月の議会で当初想定した想定より地盤が、地質が違ったために入っていないと、それはやはり設計上ある程度の中で見込み、地盤高を想定した中で設計を組むわけです。

今回についても、その場所についてすべてを全部地質調査をやった上で設計と考えていません。ある程度のボーリング調査の中で想定した形でやるわけですがけれども、現場的には、掘削したらそこから水が出てきて、その水の処理のために今回は大きく設計変更になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

先ほど言いましたように、当初設計そのものの中では、やはりある程度の場所でのボーリング調査に基づいての設計になりますけれども、想定できないものというのがやはり現場では出てきますので、そのふぐあいに対応するために設計変更をし、行うという形でございますのでご理解いただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 請負金額が一応3億5,600万円から3億6,700万円、正確に言えば1,197万円も上乗せになっているわけです、この変更によりまして。こういう金額の開きもこれでもいいのかどうかという問題になるんですけれども、こういう変更関係は、契約状況、現場によって直さなければならない点は、改良しなければならない点は改良しなければならないということなんですけれども、大幅な金額の増額がある場合、当初の実施計画予算では4億7,863万3,000円で、十分この中には入っているわけですが、1期、2期続ける中で、2期目でこんな状態の契約変更というのは珍しいものですから、一応今お聞きしているわけですが、こういう金額の変更なんかでも許されるわけですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 大幅な金額の増という形ですがけれども、当然、設計変更、現場のふぐあいに基づいて、こちらの方では一応上申書が上がってきて、それらを検討し、さらにはそれらに伴うところの補助をするところの方ともご相談申し上げながら工事設計変更を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●菊池議員 わかりました、いいです。

●議長（稲井議員） いいですか。

8番。

- 音喜多議員 今ご理解いただきたいと言ったって、なかなかご理解いただけないから、ちょっと質問させていただきます。

確かに温泉のときのように掘ってみなければわからないというか、何が出てくるかという、そういう言葉があったんですけども、こういう大事なことというか、今回初めてでなくて2期目ですから、前回もありました、1期目。そして、1回だけだったですね、確か。変更があったというか。今回のように初めてのケースではなくて2回目であって、なおかつ2回も変更、それが果たして何回も、先ほどの言葉の中では何回もあり得るようなことを言っていましたけれども、それではちょっとおかしいのではないかと。少なく見積もっておいて、請け負ってじゃんじゃんというか、そういう設計変更を余儀なくさせるといような状況が出てきた場合どういうことになるのか、それでも許されるのかという素人的にそんな思いがしますけれども、まず今回、工事費の変更になっていますね。2回設計変更して、先にボーリングだとかそういう設計依頼はかけているわけですね。それらに対して変更してもお金はかからないというか、そういう請負仕事だから、それについては変更になっても何ら直接の現場にはこういう変更後のに含めて、労力を伴ってこういう金額が、今書かれてありますように品、あるいは場所等ありますけれども、設計についてはそういう当初の請け負った金額、さきにも出ていますよね、それで変更ないと。現場だけがこういう設計変更に伴って、物も労力も伴ってくるから、そういう金額を増額してほしいということなのかどうなのか。今回出ているのは、説明のあるのは物ですね、そういった工法を含めてですけれども、当初の設計の金額がそれでいいのかどうなのか。

そうすると、こうして2回も来ると、先ほどの結論に戻るけれども、設計とは何なのかと、そういう初期の原点にちょっと疑問を持たざるを得ないというか、それだけのお金をかけて、そしてこれだけ変更しても設計料の変更料というのを求めないとするならばどうということなのかと。その辺のところはどういう仕掛けになっているのかなというのが、素人的に考えれば、こうして2度も、確かに事情的にはわかるような気がするけれども、本当にやり方によっては、もうぎりぎりというか、そしてなおかつ変更、変更でもって金額増額でいって、何回もそれは受けられるというか、そういうことがあり得るのかどうなのか。それでは当初の設計は何なのかという疑問点がわいてくると。一般の人にしてみても当然だと思いますよね。

これ自分の家が打ち合わせどおりでいって、建主の注文により変更、変更というのであればあれでしょうけれども、ただこれも今私どもというか、発注した町の方で変更しなければいけないということになったからこういうことになるんだろうけれども、実際に現場の方というか、こうしなければならぬというものでできているとするならば、本当に最初の設計が何だったのかと非常に疑問に思わざるを得ないというのが実態ですね。その辺のところはどうなのかということです。

それから、もうこれっきりで終わりなのかというか、こういう点二度も続くと、次もまた、来年2月までですけれども、まだあり得るのかなと。しかし、工事としては最終局面に入っているんだろうというふうに思いますが、今後そういうことはあり得ないのか。

それから、3つ目には、総体的にこういう設計変更が生じた場合、こうして議会へかければその予算があればというか、そういう追加金額があれば、当然そういう工事をしなければいけないし、どうせやる以上はいいものをつくらなければいけないというか、きちっとしたものをつくっていかなければならない。そういうことになれば、やはり当然そういうことがあり得るのかもしれませんが、こうして二度、三度、あるいは四度、五度というか、そういったことになれば、当初の契約が適正であるのかどうなのかという疑問点にまで出てくるというか、その辺のところはどのようにとらえていますか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

基本的に、まず設計そのものについての業務の変更がどうなのかという質問ですけれども、設計業務については変更はございません。当初設計を含めて、その後、含めて変わってくる。当然その設計の段階では想定できない状況が生まれたから、結果とすれば、工事的には設計変更が生まれてきたという形でございますので、ただ、それも特に今回の場合、環境省の基準も変わりまして、盛り上げる手法での埋立地づくりではなく、かなり深く掘り込むという形の、埋立量を確保するために掘り込むという形の中での今回の工事計画になっていますから、そうすると、やはり思った、想定できなかったくらい、その辺の水がどんどん差してくる。水が差してくるということは、結局、シートの下に入ってしまうと、それによって今度施設的に問題が生じてくるという大きな理由は、あの地区の大きな、想定できなかったくらいのいろいろなところから水が出てくる。特に大きいのが、あの管理用道路の部分からのところ、さらには浸出水調整池についても面の箇所から、それによって大きく設計変更が伴ってきたという形でございます。

したがって、小さな部分調整というものは、現場でできるうちはいいんですけれども、やはり大きく変えざるを得ないという形になってきましたので、設計変更せざるを得ないという形になったわけでございます。

当然ある程度、現場的な調整の中では、少し不都合な部分というのは多分にありますけれども、その分というのは、現場で調整できる分にはそれほど設計変更しなくても受けるという形になってきますけれども、今回みたく大幅に浸出水の対策のために新たに管路を設けたり、いろいろな形が出てきた、そういうことでございまして、設計変更が伴ったという形でございます。

これは、やはり基本的には現場である程度、これ以上変更がないなという形までは現場の中である程度調整しながらも対応してきたけれども、もう大体、現場もほとんどでき上がってきて、あと大幅に変わるような要素がないという形の中で、今回議会に提案させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたい。

当然、当初設計そのものから業者としては施工管理の分も見えていますから、当然その中で責任を持ってやらなければならないという形の中では、業務の方については設計変更はございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 8番。

- 音喜多議員 総体的に言えばそういう形で落ち着くのかなと思います。今後のことというか、こういう形で出てきた場合、参考にしてお聞きしておきたいと思います。

いわゆる設計変更を余儀なくされるような、そして追加工事というか、追加経費も含めて、そういう出る部分というのは、そういうふうは何回まで許されれば、それこそ工事を完了させるというか、そういう期限というのではないか。

あるいは、私が聞いている限りでは、余りそういう変更が伴うようであれば、もう工事そのものが業者さん含めてもう1回やり直すというか、見直すというか、ただ今回の場合は6割7割方いっている途中での、さっきの変更はそうですね。それから、今回最終的な場面でのそういう状況をつくったことよっての増水だとかそういうことになるわけですが、そういった工事の進みぐあいとの関係の中で変更というのは何回、もう先ほどの言葉ではあり得るようなことを言っていますけれども、常識的に考えてこれは請負工事です。ということは、こういう形で請け負います、やらせてくださいということになるわけですね、素人的に考えると。それが変更、変更ということになると、その請け負いでやらすことがいいのかどうなのかということも含めて、そういう対応の仕方というか、工事の発注の仕方というのは正しいのかどうなのか。ちょっとその辺、素人的には私はちょっとわかりませんが、あなた方から専門的に見ただけでちょっと教えていただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 建設課長。

- 建設課長（北村課長） 基本的というか、設計変更の数に何回とかという形の決める基本的にはございません。しかし、現場的な対応という形の中では、当然やはり設計で想定している内容であれば、質問者も言われるとおり、当然請け負ったんだからその中でやらなければならないという形に当然、設計書どおりだったら。現場が設計書どおりに施工できない条件が生まれてきているということに伴って設計変更が生じてきていますので、その辺では、その現場の事情とかそういう状況を見ながら、当然、請負者と発注者の立場の中で、それぞれ協議しながら進める形になりますので、ただ、それもやはりできるだけ数少なく現場で調整しながらやるというのが一般的だと。そういうことがあるからと言って、変更のたびに何回も何回もという形ではなく、やはり現場のそういう状況を見ながら判断していくというのが進め方ということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 他にありませんか。

1 番。

- 室崎議員 今、内容の説明を受けたんですけども、図面が大変込み入っていて、なかなかわかりづらいので、今の説明を聞いている範囲で、本当に私も素人なので概略しかわからないんですけども、要するに地質調査やいろいろなことをやって決めていくわけでしょう、設計するために。ところが、そのときには出てこなかったその湧水、地下水

が沸き出してくるという事態が出てきたわけですね。その地下水は、この廃棄物の最終処分場に入れて、天井かかっていませんから雨もかかりますし、それから入れたものからも水が出ることはあるかもしれない。そういうものについては、素掘りの穴ではないわけですから、これは別に、いわゆるミニ下水処理場のようなものをつくって、そこできれいにこしてから、雑駁に言うとな。それで、環境中に出していくと。その水と一体にしないようにするというための工事だというふうに解釈したんです。

それで、この埋立地と浸出水調整池、両方に何か湧水があるようですが、その水はどこを通過してどういうふうに流れていって、どこから外へ出ていくのか。あるいは、どこにいくのか。それちょっと水の流れを説明してください。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

埋立地の方については、特に斜線部のところが一番ひどい水が出てくるものですから、平面図のちょうど真ん中の方に斜線を引っ張って、管理用道路工ってありますよね。ちょうどこの斜線、その辺の水が一応非常に多いという形の中で、それらの来る水をそのわきの方、既設も排水あるんですけども、そのさらにのり側というか山側の方に遮断排水工という形で、ずっとのり面の際の方に遮断排水工として処理して、ずっと外回りして、要は埋立地の外側の方について自然に流下されていくという形になります。

要は、ごみ処理場の方から真っすぐ入って左側の方に上がって行って、既設の排水のところに遮断排水工とあわせて普通の側溝の下の方に遮断排水工を入れて、ずっと山側を通過して行って川の方に流していくという形が埋立地側の水処理です。のり面からついてくる浸透水の処理の仕方です。

それから、左下の方の浸出水の調整池の方については、これについても地下水の排水管という形の中で上げて、これを水処理を外側の方に遮断排水工、その調整池を囲むようにして、一番下の方に矢印がついていますけれども、そちらの方に流す。一番左側の浸出水調整池は、一番下の方に設計変更で遮断排水工という形で書かれている210メートル、そのところの前の方にちょうど矢印で表示してありますけれども、こちらの方に流れると。普通の浸出水や何かは、雨水はそれを流れていくという形になっております。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 平面図だけでは非常にわかりづらいです。それで、断面図の方を見ても余りわかりません。

それで、特に浸出水調整池、第2期断面図というのが15ページにありますが、そこでは、Vの字型の下を切ったような格好、台形をひっくり返したような格好で見えている右斜面のところに、湧水箇所というのが丸くありますね。これがいわゆる水道なんでしょう。それから、この埋立地断面図ではどこから水が出てくるのかがちょっとよくわからないんですけども、全体に出てくるのかもしれないんですけども、地下水集排水工、波付加工管というのがここにちょうど画面の真ん中あたりに書いてありますね。それを見ると、

この断面の斜面の下の方にそういうものがあるんですね。

それで、一応念のためにお聞きしますが、分とか時間とかの単位で何トンとかというふうに、よく湧水何トンとかという言い方をしますが、どのぐらいのものが出てきて、それをいわゆる誘導する施設はどういうものでできていて、それで、どの程度の水までは流せるようになっているのか。当然設計ですから、そういうことは全部決まっていると思うので、それは一応この資料の中には書いていないので、それをお聞かせいただきたいんです。

それから、断面図の浸出水調整池断面図というのを見ますと、立体網状管というようなものでこれを導水するんですね、恐らく。これは、上に水が入ると、たまると相当の水圧もかかってくるんじゃないかと思えます。平らじゃないからそれほどでもないのかはしれませんが、そういうものによって変形しないで、当然、水をのんでいけるものが入っているわけでしょうね。これだけの湧水、あるいは地下水が入ってくるが、それはこういうふうにしてのんで外へ出してしまうんだというその数字を一応資料として、口で結構ですから、今ここでこの資料に補足するものとして説明をしてほしいです。

●議長（稲井議員） 休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時56分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

議案第52号につきましては保留にしておきまして、資料が整ってから審査を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） それでは、資料が整ってから審査することに、保留としておきます。

●議長（稲井議員） 次に、日程第4、議案第53号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第53号 財産の取得について、その提案理由を申し上げます。

現在、所有しています厚岸町ごみ処理場の場内専用作業用重機は、昭和53年度に購入以来27年目を迎え、老朽化が著しく、故障した場合の修繕費用が増加し、また修理に要する日数もふえている状況にあり、作業に支障を来している状況にあることから、平成17年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により更新しようとするものであり、議会に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の16ページをお開き願います。

1として、財産の種類は、物品であります。

2として、名称及び数量は、場内専用ホイールローダー1台であります。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条による6社の指名競争入札であります。

4として、取得価格は、金808万5,000円であります。

5として、契約の相手方は、鉧路市星が浦南1丁目5番9号、日立建機株式会社道東支店鉧路営業所であります。

次のページをお開きください。

参考として、1、場内専用ホイールローダーであります。型式はSCHS26、エンジンはディーゼルエンジン、乗車定員は1名、総排気量は6,494cc、馬力は130ps、バケット容量は2.0立方メートル、車両総重量は1万1,175キログラム、全長は7,450ミリメートル、全幅は2,480ミリメートル、全高は3,230ミリメートルであります。

2として、納入期日は平成17年12月28日であります。

次のページは概略図でありますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

14番。

●田宮議員 当初いただいた資料では、1,100万円なんです。今回、購入するに際しては、808万5,000円というふうに大幅に約30%ぐらいになりますか、これを説明していただきたいんですが。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 当初予算の計上でございますが、一応同様の機種において参考見積もりを業者から聴取して、その金額をもって当初計上させていただいています。

結果として、6社の指名競争入札という競争の中で約30.3%、予算比でありますけれども減額になったということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 予定価格は、幾らだったんですか。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 1,134万円でございます。
- 議長（稲井議員） 14番。
- 田宮議員 千百幾らと言われましたが、それが入札の結果808万円ということになったわけですね。入札ですからあり得ることですが、この当初予定していたとおりのものが手に入ることになるんですか、それで。
- 議長（稲井議員） 環境政策課長。
- 環境政策課長（小島課長） そのとおりでございます。
当初予定していたものと同様の機種、それから機能を持ったものでございます。
- 議長（稲井議員） 14番さん、3回終わっているんですけども、特に認めます。
- 田宮議員 特によろしく申し上げます。
当初1,100万円で、入札の結果としては八百幾らになったと言うんだけれども、このホイールローダー、品物そのものについては大丈夫なんですか、30%も安く買って。
- 議長（稲井議員） 環境政策課長。
- 環境政策課長（小島課長） 入札に参加するに当たりまして、6社には型式、機能等の仕様書を示してございます。その部分については、業者も了承の上で入札に参加してございますので、保証されるものと思っております。
- 議長（稲井議員） 12番。
- 谷口議員 今回6社の指名競争入札ということになっているんですが、その参考見積もりによって予定価格を出したというようなお話をされていますよね、課長は。それでいいんですか。それで、それは何社からのものなのか。今回、入札された会社も含まれているのか。その辺について説明をお願いしたいというふうに思います。
まず、お願いいたします。
- 議長（稲井議員） 環境政策課長。
- 環境政策課長（小島課長） 私が申し上げましたのは、当初予算の計上について業者から参考見積もりをいただいてということでございます。予定価格につきましては、お願いいたします。
- 議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 予定価格の設定そのものの関係でございますけれども、これについては、今回指名した業者6社からすべて見積もりを徴した上で予定価格を設定しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 それで、今回この6社なんですが、6社の名前、ちょっと教えていただきたい。

それから、この入札に当たっては、一発入札であったのかどうなのかも含めて、もし2回、3回と入札されたのであれば、それぞれの段階での入札価格についてもご説明をお願いしたい。これは、会社名はなしでもよろしいです。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 入札の指名参加業者そのものは、やはりこういう機械を扱っている業者ですので、今回落札した日立建機さん、それから小松さん、それから川崎重工さん、川重ですね。それから栗林商会さん、これはTCMとかという機種名です。次、コベルコさん。

●谷口議員 これは何という機械ですか。

●建設課長（北村課長） コベルコです。それにキャタピラー三菱さんの6社で、1回で落札しています。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 そうすると、予算を設定するに当たっての参考見積もりと、今回この予定価格をそれに基づいて決定しますよね。そうすると、落札時にこれになったんですけれども、そうすると他の業者の落札に当たっての入札価格は、それぞれどれぐらいだったんですか。会社名は、ちょっと抜きでいいですけれども。

そうすると、見積もりが出されたものが参考になるのかどうなのかが非常に疑問に思うんですよ。そうすると、入札価格と参考にした価格が余りにも違うということになると、町の予算をつくる上、あるいは執行する上でも大きな差が今後も出てくるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺についての見解もお願いいたします。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 前段の言われた落札合計金額の関係でございますけれども、消費税抜きの額で説明させていただきます。最低が770万円で、次が809万円、810万円、83

0万円、898万円、1,020万円。

それと、今後あくまでも参考見積もりという形の中で通した中で、いろいろな決定方法等もごさいます。交付税事業等もごさいまして、ある程度、最低のものを予定価格にする場合とか調整するということは、過去にそういう実績がある場合は調整率を掛けるとかいろいろありますけれども、今回の場合は、補助の中で最少での購入なものですから、一応その中で、一応参考見積もりの中の最低額を予定価格にしているということでごさいますので、今後含めて、やはり参考見積もりとの協議設定ということで今回、競争原理が働いて、かなり下がったのかなという形で理解しておりますので、基本的には当然、参考見積もりというのは大事なことですから、業者に対してもそういうことにして提出していただくように指導してごさいますけれども、結果としては、今回は競争原理が働いてかなり下回ったという形になるろうかと思えます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第5、議案54号 厚岸町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） ただいま上程されました議案第54号 厚岸町土地開発公社の解散についての提案理由をご説明いたします。

厚岸町土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的として、厚岸町が昭和49年に公有地の拡大の推進に関する法律第10条に基づき、厚岸町議会の議決を経て定款を定め、北海道知事の認可を受け設立をいたしました。

本公社は、設立以来、今日までの33年間に、厚岸町の要請を受け52件138ヘクタールの事業用地を先行取得し、町の発展振興に大きく貢献をしております。しかしながら、ここ10年ほど前から大規模な開発及び整備が一段落したことや、日本経済の不況が深刻になる中で、民間の土地取り引きも低調に推移したため、先行取得も平成10年を最後に

途絶え、事業活動がない状態が続いてまいりました。近年では、各種公共用地の取得は町が必要に応じて直接取得することにほとんど障害もなくなっておりますし、この状況は今後も大きく変化することはないだろうというふうに考えております。

したがいまして、今日段階で公社はその存立の意義をほとんど失っていること、さらには、事業活動がなくても法人としての最低限の事務的な経費が発生しますので、そういった経費節減の面から解散に向けて準備を進めてまいりましたが、町は公社保有地の取得を本年8月1日には完了し、それを受けて公社は8月9日開催の理事会において全会一致で解散の決議をしていただきましたので、その設立団体として公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、町議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、この解散により公社から町に帰属予定の財産及びその額は、議案第54号説明資料、公社理事会の議案をお示ししておりますが、現段階では預金のみで730万円余りとなっておりますが、清算が完了するまでの必要経費及び預金利息等の出し入れが残されておりますので、今後若干の変動があるものと考えております。

また、本議案が議決をされれば、直ちに北海道へ解散認可申請を行います。10月下旬には認可され、厚岸町土地開発公社はその時点で解散することになります。しかし、事務的には清算業務が残されておりますので、公社は大沼理事長を清算人に選任し、その業務に当たらせることとしておりますが、清算が完了するのは、今のところ来年の1月を見込んでいるところでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第6、議案第55号 厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第55号 厚岸町人事行政の運営等の公表に関する条例の制定につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例制定の目的は、人事行政の運営等の状況を住民に公表することを、その方法等を含めて条例規定で明記しようとするものでございます。

厚岸町における職員の給与、定員管理等の公表につきましては、昭和56年の自治事務次官からの通知に基づきまして、これまで既に自主的な公表を毎年1回、広報あつけしに掲載し行っているところでございますが、平成16年6月に法律第85号により地方公務員法の一部が改正され、この法律に基づき、本年度から公表する内容を条例で定めた上で行うということが義務づけられました。このことから、今回本条例の制定をさせていただきます。

まず、この条例制定のもととなります地方公務員法の改正内容についてご説明申し上げます。

説明資料で地方公務員法の抜粋を配付いたしておりますので、ごらん願いたいと存じます。

資料のとおり、地方公務員法の改正によりまして、この58条の2の規定が追加されております。その内容であります。第1項では、任命権者は、地方公共団体の長に対して職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件等について、その運営の状況を報告するとされているほか、第2項では、公平委員会は地方公共団体の長に業務の状況を報告することとされ、第3項において、報告を受けた地方公共団体の長は、報告された内容の概要について公表しなければならないとされており、いずれも条例で定めるところにより行わなければならないと規定がされている内容のものでございます。

続きまして、制定する条例の関係でございますが、恐れ入ります、議案書の20ページにお戻りいただきたいと存じます。

第1条は、趣旨規定でございますが、地方公務員法第58条の2に基づきこの条例を制定するというものをあらわしているものでございます。

第2条では、任命権者が町長に対し報告する期日を8月末までと定めるものでございます。

第3条につきましては、報告する事項を規定したものでございます。内容につきましては、さきにお示し、ご説明申し上げました地方公務員法第58条の2第1項に規定されている項目について7つの号に分け、箇条書きの形態で定めさせていただいているものでございます。

第4条及び第5条につきましては、公平委員会が町長に対して報告する期日とその内容について規定している内容のものでございます。

次に、第6条でございますが、町長は、任命権者及び公平委員会からの報告を受けて、概要等を公表することとなりますが、その公表時期を10月末までとする内容のものでございます。

第7条でございますが、公表の方法について規定しているもので、その公表は、広報紙への掲載及びインターネットを利用しての閲覧に供する方法により行うことを規定する内容のものでございます。

8条につきましては、この条例の施行に伴う必要事項の委任規定でありまして、必要

な事項につきましては町長が定めると規定するものでございます。

最後に、附則であります。この条例につきましては、公布の日から施行するものですが、本年度に限り、町長への報告期限を定めている第4条中の8月末とあるのを9月末と、公表時期を定めている6条中の10月末とあるのを11月末と読みかえる内容のものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

1 番。

●室崎議員 初めて出る条例なので、ちょっとなかなかわかりづらいところがありまして、地方自治法によってこういうものをつくらなければならないという状況になったので、なったのでという言い方もおかしいんですけども、法との整合性の意味で条例をつくっていくということはわかりました。

それで、まず、この法律、平成16年度第85号によって58条の2というものができて、17年4月1日で施行なんですね。附則を見ますと、この条例は公布の日から施行するというふうに書いているんですが、いつ公布するんですか。それがまず一つ。

それから、第8条委任の規定がありますね。この書き方は、規則を制定するというふうな意味でないのかなと思うんですが、規則の制定を行うのか、それとも何か特例で町長が定めるといって行うのか。規則であるならば、大体の条例をつくる時には、規則も一緒につくって資料として出していただくのが常例となっていますが、今回は規則が出てきてないんだけど、これはどういうことなのか。

それから、内容に入りますが、第3条報告事項と、1、2、3、4、5、6、7とあるんですが、すべてそうですが、非常に法の文言というのはわかりづらくて、具体的にどんなものがあるのかがちょっとわからないんで、これかみ砕いて、こんな書き方で書かれるんだということを出していただくとありがたい。よろしくお願いします。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

条例で規定しております附則の公布の日でございますけれども、この公布の日につきましては、この条例の審議を終えまして、この議会におきまして議決を得ましたら、遅滞なく公布を速やかにするという形に相なります。

それから、もう1点の委任規定の関係、8条の関係でございますけれども、この条例の施行規則は考えてございません。規則への委任する場合におきましては、この条例の施行において必要な事項を規則で定めるといような表現になります。それで、この場合の委任する事項につきましては、いわゆる住民に対していろいろな規制をかけたいということではなく、規則の範囲内ではなく、事務処理をする上での取り扱い、こういった部分を想定してございます。

したがいまして、それは必要によっては訓令という形であったり、あるいは決裁という形の中で個別に町長が定めていくという内容になりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

それから、報告する事項でございますけれども、まず3条の1号の関係でございますけれども、職員の任命及び職員数に関する事項、それから2号の職員の給与の状況、これらにつきましては、先ほど冒頭で説明いたしましたけれども、もう既に国から出されておりました通知に基づいて広報紙で周知をしてきてございますけれども、まず職員の任免及び職員数の状況というのは記載のとおりでございますして、何人採用して何人退職して、現在の職員数というはこういうふうになっていますというような内容のものを公表すると。それから、給与につきましては、まさに職員の給与関係ですけれども、給与費がどのくらい普通会計の中に占めているのか、それから平均給与額というはどのようになっているのか、初任給の関係、それから経験年数ごとに給与というはどのようになっているのか、こういうような部分でございます。

それから、職員の勤務時間、それから勤務の条件、これは、勤務時間というは何時から何時まで1日何時間ですよという内容になりますし、その他の勤務条件の状況ですから、いわゆる休暇の付与の関係、規定の関係、そういったものが予定してございます。

それから、職員の分限及び懲戒処分の方でございまして、これは、いわゆる年度において発生している内容、今のところ数、何人どのような形の中でこういった対象者が生じたのかというようなことを公表するというふうに考えてございます。

それから、サービスの状況でございますけれども、このサービスの状況につきましては、今考えている部分につきましては、法律に定まっている職員が守るべき義務の部分がございます。こういった部分、文言の形になりますけれども、こういった部分をこうこうこうというような職員として守らなければならない義務があるんですというような部分を知らしめるといいますでしょうか、そういうようなことがありますし、そういった中で、もう一つは義務面といたしまして、職務を専念義務の免除というような部分がありますけれども、自治体によってはこの職務の義務面をどういった形でどのくらい付与しているかという部分をあらわしている自治体もございまして。ちょっと私の方は、どこまでこの部分、上げるかという部分、それぞれまちまちな部分がございますけれども、そういった中で今拾い出しといたしまして、絞り込みの作業もさせていただいておりますけれども、今言ったような部分についてはあらわしていきたいなど、公表していきたいなど、このように考えております。

それから、続きまして、職員の研修及び勤務成績の評定の概要でございます。職員の研修についてはどういった研修を行っているのかという実績、こういった部分をあらわして公表するというところでございます。

それから、勤務成績の評定の状況でございますけれども、これは、まさに今どういった制度があって、どのような運用をしているのかという形で公表する形でございますけれども、ご案内のように、今まだ厚岸町については、この勤務成績の評定という部分、一応、制度化された形というものはございません。

この関係につきましては、今現在、国におきまして、この人事評価制度という部分につきまして政府全体で検討が行われているところでございます。と申しますのは、人

事院等々で出されてきている給与制度、こういった部分については能率給といいましょ
うか、その能率に合わせたような形での給料の位置づけに展開していくというような方
向性が出されてございます。そういった部分を受けまして、今、国の場合は国家公務員
になりますけれども、こういった形での勤務成績の判定が適切に行われるためにはどう
するかというような部分での制度、こういった部分での検討が行われてございます。

私どももそういった国等の動き、こういったものを見ながら、厚岸町としてどうこの
勤務成績の評定をつくっていくかという部分は、これからの作業になってまいりますけ
れども、そういった中で定まった部分について、こちらの中で公表していくという形に
なります。

したがいまして、今の段階では、16年度の部分を今年度公表するわけでございますけ
れども、こういった制度については、制度がないというような旨の公表になるというよ
うなことでございます。

それから、7番目の職員の福祉及び利益の保護の関係でございます。これにつきまし
ては、職員の厚生福利制度がございまして。こういった概要についてご紹介するというこ
とと、それから公務災害等が発生している場合の状況、こういった部分を公表するとい
うような形で考えているというのが状況でございまして。

なお、これらに、今公表すべき中身の様式とでも申しまししょうか、これらにつきまし
ては、実は国レベルで、できるだけ各地方公共団体の書式なり、公表する内容という部
分のとらえ方が同じレベルといいましょうか、比較がしやすいように同じような公表
をしようというような動きの中で、この直近になりましてからも、国の方からこうい
うような書式で取り扱っていくことがより住民に比較の中でわかりやすいというよう
なことで、逐次示されてきている段階にございまして。こういった部分もにらみながら今後の
公表に当たっていききたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思いま
す。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 この地方公務員法に基づいて条例を制定するんだということなんですが、地
方公務員法は、17年4月1日の施行になっているわけですね。ですから、これはもう早
急につくらなければならないということなんです。

それで、今のお話を聞いていて、ちょっと内容に関して言いますと、例えば職員の任
免とありますよね。そうすると、これは職員というのはこうやって任命されますとい
うだけでは、職員の任免に関する状況報告にはならないでしょうね。室崎正之という男は、
総務課総務係に今年の4月1日に任命になってなっているというような話が入ってくる
のかなと思ったんですけども、それはどういうことなのか。

それから、1号から7号までの後の話はわかると思うんですが、6号なんです。この
条例は、今可決すると直ちに公布されるんですね。そのときに保留ないし例外の規定は
ないんですよ、この中に。それなのに、今聞いたらまだないというんですね。ないもの
を規定して、公表するんですという条例をつくっておいて、それからこのところはな
いものですから、今のところは公表できません。条例違反になるものを最初からわかっ

ていて条例の文言をつくるんですか。

これは、やはり今つくるんですから、つくってから調べたらなかったというのならそれは別でしょう。別という言い方もおかしいけれども、わかるんだけれども、これは、今つくる条例の中で、附則でも何でもいいんですけれども、やはり手当てしておかなかつたら条例としておかしいんじゃないですか。とにかく書いておけばいいんだというのが条例ではないですよ。

それから、必要事項については、規則委任というのと、それから町長の、この場合には何というんですか、処分というんですか、よくわからないけれども、訓令とか決裁とかいろいろな形で行われる、そういう行為に委任するという2種類があるというのはよくわかりました。

それで、今見ていると、結局9月末までに報告を受けて、11月末までには公表しなければならぬですね。そうすると、そのやり方、一般基準、これは決裁でやろうが訓令でやろうが規則でやろうが、この条例をつくったときにはもうできていないと間に合わないのではないかと思うんです。当然できていると思うんですよ。これをやはり資料として出してほしいんです。この点いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

いわゆる報告事項等、いわゆる6号の関係、できてないものをどうやって公表するんだと、この辺でございませけれども、実はこの報告事項の3条の関係と申しますのは、任命権者に対する報告事項ということでございまして、この1から7号までの部分について状況がどうであったのかという報告をいただきます。それが3条で規定されている内容と。4条、5条につきましては、これは公平委員会の関係でございませから答えさせていただきますけれども、それで、公表の時期の部分の第6条の規定でございませけれども、この第6条では、町長は2条、それから第4条ですから、各任命権者からの報告を受けて、それを、この場合は本則の方は10月末、本年度については11月末ということになりますけれども、それまでにその規定による報告を取りまとめて、その概要を報告するという規定になっておるということでございまして、報告を受ける部分と、いわゆる公表と申しますか、実際に公表を行う部分、この辺につきましては概要の報告というような表現にさせていただいておりますけれども、そういった中で、よりわかりやすく加工するであるとか、あるいは凝縮するであるとか、こういうような作業をもって公表に当たると、このように解釈しておりますし、そのような規定をつくらせていただいたということでございます。

したがって、実はこれからの11月末の、どのような形で公表するかという部分については、現在も今まだ、先ほど言いましたように、新たにこういう書式でやった方がいいのではないかと。それから、ほかの町村等において先行している部分等の書式等もどんどん出てきてございます。そういった中も踏まえながら、よりわかりやすいものと、できれば共通できるものという思いの中で、現在まだ作業を進めさせていただいております。

そういう段階でございますので、公表の書式については、まだ確定されたものとしてお見せするようなものはまだでき上がっていないということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

(発言する者あり)

●総務課長（田辺課長） 失礼いたしました。まことに申しわけございません。

任免等の表現の関係でございますけれども、あくまでも職員数の動きということの中であらわさせていただきたいというふうに考えております。したがって、一般行政職の中に何名いました。何名入りまして、何名退職しました。そうした中で、いわゆる現在の人数というのはこのような状態になっています。職員の数については、そのようなあらわし方の中で公表をさせていただきたい、こういうふうに考えてございます。

(「数を聞いたんじゃない、任免ということ聞いたの。聞いたこと答えてないよ。任免または数とは言ってないでしょう。任免及び数ということ」の声あり)

●総務課長（田辺課長） 任免の状況でございますけれども、ただいま申しましたように、いわゆるその年度においてどれだけの職員を任用して、どれだけの職員が退職したのかというような数での公表をさせていただきたい。個別の名称までは考えておらないということでございます。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 まだ書式等についてはあれだという話なんですね。それはわかった。けども、今ちょっとはっきり言うと答弁漏れなんですよ。場合によっては、議長もう1回ということがありますので、その節はよろしく。

3条は、任命権者が報告しなければならないと書いている。いいですか。町長が町民に対して公表するときには、概要にしても何にしてもいいんです。けども、町長に対して報告しなければならない事項は、1号から7号までに列記されている。けども、列記していながら6号については現在やっていないから報告できませんと、それでは今つくる条例としてはおかしいんじゃないですかと言っているんですよ。

国の方がこういう法律をつくって、その法律に基づいて直接やらなければならないというときには法で言っているけれども、これはないからということはあると思う、全国一律ですからね。けども、今、厚岸町の条例をつくる。その厚岸町の条例の中に、報告しなければならない事項として列記されたその一つが、現実問題として報告できないんです。なぜならばないから。それは先刻ご承知なんです。そして、それに対する、この後こういうものをやったときからその報告を、6号を適用しましょうというような文言もないんです。そのことについて、あなた何も答えていない。これは答弁漏れですよ。それが一つです。2回目で答えなかった分だけきちんと3回目で答えてください。

それからもう一つは、こういう条例ができて、非常に透明度が高くなったように見えて、実は透明度が下がるということがよく世の中ではあるんです。厚岸町の場合には、毎年4月号かな、その広報あつけしで、こここのところを組織図というのが出て、例えば室崎というのが総務課何係だとか、あるいは別に総務がどうのこうのと言っているのではないんですよ。そういうふうに組織図で人の名前が入っていますね。それで今ちょっと聞いていたんですけども、今度はこういう条例ができてそれでいくから、厚岸町には任命された正規職員が何人いて、そういう状況になっていますということで、そういうものがもし人が書かれなくなるとすれば、この条例を制定したことによって透明度が下がるんです。そういうことはないでしょうね。今、最低限、公表しているものについて、この条例によって下げるといようなことは絶対にないでしょうね。この点については確認をしておきます。

この2点。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 1点目の、この条例案の3条でうたわれている内容、それから6条で町長が公表しなければならないと規定している内容と、議員ご指摘のとおり、違うんです。違うといいますのは、任命権者が町長に対して報告しなければならない事項というものは、3条で7項目うたわせていただいていると。それを受けて、受けた町長が公表しなければならない事項というものは、6条でうたわせていただいていると。結果して、これは私ども国から地方公務員法がこうやって変わりましたよと、ついてはこういう条例が考えられるよということで文書をいただきました。そのとき、見たときに、今ご指摘のとおり、我々は今、勤務成績の評定なんていうものは、組合等でいろいろ議論はさせていただいている。それから、人事院勧告での動きできちっとやりなさいという勧告を受けているということも踏まえて、これどうしましょうということ、実は内部の中で議論をさせていただきました。

今の段階では、先ほど総務課長が答弁をいたしましたとおり、任命権者としては実際にやっていないから、町長にはこの勤務評定はやっていないという報告が上がってくるんだろうというふうに理解をしました。そのことは素直に、その6条で規定している町長が公表しなければならないというものについては公表しましょうと、やっていないということを公表しなければならないだろうというふうに解釈をしております。

もともとこの地方公務員法の改正に至った経過といいますのは、先ほども前段で総務課長が説明をさせていただきましたけれども、市民、町民にとって不透明な休暇を与えていたり、あるいは不透明な給与を与えていたりというのがこの春先、関西方面の大きな市で問題になりました。それらを踏まえまして、総務省では今現在、総務省のホームページで全国市町村のラスパイレス指数、それから定員管理調査の結果というものを公表している。それにとどまっている。これは骨太の方針等で議論をされまして、全国の自治体がこれらについてどういう状況にあるかということ網羅して、その団体同士の比較可能になるような公表指数を今年度中につくるという方向で動いているという状況があります。そういうことから、今回、地方公務員法の一部を改正して、こういう内容

で定まったということでございます。

大変、私どもとしては、そういう実際に行われていないというような公表をするというのは、町民にとって本当に不明確といいますか、不透明な部分がありますけれども、正直、今現在そういう状況であるということを公表させていただきたいなというふうに思っています。

これは、このことによりまして、2点目の質問に移らせていただきますが、現在、町の広報紙等で何課の何系の業務はこの者が担当していますというような名前まで付して公表させていただいているということ、それらにつきましては、その透明性といいますか、町民の皆さんに顔をお見せした対応というものは下げるつもりはございません。それらも踏まえまして、それからカウンターの上には写真入りの配置図等々もつけさせていただきまし、ネームプレートも写真入りのものをつけさせていただいているというようなこと、当然これらのことは継続して実施をしてみたいと、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

●室崎議員　ちょっと今の答弁で理解できないところがあるので、もう1回だけ特に。

●議長（稲井議員）　はい、それでは特にもう1回認めます。

●室崎議員　簡単にやりますから。

6号なんですけど、今の言い方ですと、これは勤務評定の有無及び状況ということですよ。勤務評定の状況というときに、やっていなければならないでいいですよということにはならないのではないかと。だから、何も難しいことはないんですよ。附則のところに、現在ないのはわかり切っているんだから、みんな。それ1項を入れておけば済むことではないかと言っているんですよ。随分と何か牽強付会というような、余りない解釈をやってまでこの文言を墨守しなければならない意味はないでしょう。そういうことなんですよ。

それで私、別に勤務評定をやっていないからよろしくないとか、それから、これから今やろうとしているという話を聞いて、なるほどなと思った。全国的にもそういう流れが出てきている、大いに結構と思う。だから、それでいいじゃないですか。何もその事実関係について私がどうのこうの言っているわけではない。ただ、現状というものに、今つくる条例はなるべく無理な解釈をして、世の中にそんな解釈成り立つのなんて言われるような解釈をしなければ運用できないような条例はつくるべきではないということ言っているんですよ。その点だけです。

●議長（稲井議員）　助役。

●助役（大沼助役）　地方公務員法の抜粋を示させていただいております。58条の2、この条文が新たに加わった改正でございます。そこで、この法律に規定している事項が研修及び勤務成績の評定ということを報告しなければならないということで、法律に規定されている事項であります。このことを受けまして、今回、同様の内容のものを号立て

にして第3条で示させていただいたということで、この条例案を示させていただきます。

なお、この一番最後の委任規定で、施行について必要な事項は町長が定めるという、この委任規定を設けさせていただいておりますが、先ほども答弁をさせていただきましたとおり、その中で町長がその第6条に定めている公表事項の中で……

(「3条の話だよ、今のは」の声あり)

●助役（大沼助役） 3条は、そういう地公法第58条の2を受けて条例で定めさせていただいたという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 先ほど総務課長の説明の中で、3条の(1)職員の任免及び職員数に関する状況の解釈の仕方として、いわゆる職員の任免数の数を職員数と、その任免した数を職員数という表現の仕方というか、そういう理解の仕方を言われていますが、それが正しいのかどうなのか。

それから、先ほど助役も言われましたように、今回追加されていますこの条例というのは、58条の2、人事行政の運営等の状況の公表で、この58条の2の中で2の列記されている条項によって第3条ができていくわけですが、この中で(1)、今さきに申しあげました職員の任用という、法律では任用となっています。ですから、この任用は任免と解釈するというふうに理解するのか、そのように理解しているのか。

次には、給与ということになっているんですが、職員数ということは条例には一言も載っていない。これは、厚岸町の今回提案されている条例には職員数という、(1)の職員の任免及び職員数に関する状況ということになっているが、条例では職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件云々となっていますが、それらについては2、3、4に続くことになっているが、職員数というのは、この条例には一言も書いてない、地方公務員法には。それはどう解釈するのか。

私どもの議案第55号で出ている第3条(1)の職員の任免及び職員数に関する状況ということ新たに町条例として決めようとしていますが、この地方公務員法58条の2の、いわゆる運営状況等の公表の項目の中に、それだとくい違うところがあるが、どのように解釈するか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、地方公務員法、法律の方では任用という言葉を使っております。いわゆる、ご案内のとおり任用ですから、採用するとかそういう部分ですけれども、さらに条例の方では任免と、この任用部分を含めて採用した部分、それから退職した部分、やめた部分、こういった部分も両方ともあわすということで条例上は規定をさせていただきます。

それから、職員数の状況という部分も、これは条例の中でうたい込んでいるわけですが、これは法律の中にうたい込んでいる事項、いわゆる職員の任用状況をあらわすという形になりますと、やはり当然、職員が今何人いて、何人入って、何人やめてどうなったのか、この辺の数字はやはりきちっと公表する必要があるというふうに判断をさせていただきます。

したがって、条例の方におきましては、法律では任用という言葉しかございませんけれども、実際に条例において、どのような部分の報告をもらって公表につなげていくかという部分につきましては、そういった職員の実数の数、任用によってどうなっていくのかという部分をこの報告事項の中に、条例にうたい込んだということでございますのでご理解をいただきたいと思っておりますし、法令で定めている事項につきましては条例の中にきちっと網羅されているということでございますので、その点ご理解を賜りたいと思っております。

いわゆる任用の関係、任免の関係は、数だけであらわすのかということですが、今申したとおりの考え方の中で、その辺の推移がわかるという数字としてわかるような形で公表をいたしたいと、このように考えてございます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 簡単に終わります。

今、総務課長の言うことには、いわゆる地方公務員法のこの58条の2の相違を数字にあらわすというか、相違をうまく解釈しというか、その意図とするところを受けてこの条例につくったというふうに解釈すればいいのかなと、そういう言い方をされました。職員数に関しても、そういう全体をあらわす意味というか、地方公務員法の今回新たに追加になりました58条の2、これをその趣旨というか、その法律の求めるところを理解してというか、大まかに受けて、こういう表現の仕方をしたと。したがって、その職員数というのは、任免のみならず全体の職員数という総数を意味するのか、それも含めているのかということを確認しておきたい。いかがですか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 職員数の報告及び公表につなげる関係でございますけれども、それは、いわゆる任用した人数、あるいはやめた人数だけではなくて、全体、今現在どのような人数がいるのかという部分をわかるような形で公表したいと、このように考えております。

●議長（稲井議員） 他にありますか。

（発言する者あり）

●議長（稲井議員） それでは、お昼からにしたいと思いますので。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後 1 時とします。

午後12時03分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

引き続きまして、議案55号の審査を行います。

12番、谷口議員。

●谷口議員 今回この条例が提出されているんですが、施行は4月1日ですよ。これが今回の議会に提案されたということはどういうことなのかなということでお尋ねをしたいと思います。

それと、この条例の制定が管内的にはどういうふうになっているのか。各町村、横並びの条例の制定なのかどうなのか。できれば、根室管内等も含めてどうなっているのかお尋ねをしたいと思いますというふうに考えます。

それから、もう一度、さきの方々も質問されておりましたけれども、2条、それから6条の問題なんですけれども、この内容の規定、これらについてはまだ公表できないのでしょうか。今日に至っても公表ができる内容で。それで、今日までですよ、町長に報告をしなければならないという内容は、この条例の案文からすると。そうすると、当然できているのではないのかなというふうに思うんですが、それらについてはどのようなになっているかお伺いをいたします。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

地方公務員法、おっしゃられるように17年4月1日からの施行ということでございまして、この地方公務員法の施行によって毎年報告するというところで、実質的には16年度の分を17年に報告するという法律の趣旨でございます。その法の趣旨を受けまして、実は厚岸町につきましては、今回この9月議会で審議をいただき、議決とともに速やかに公布の手続きをとりまして16年度の公表に当たるという、実質的に法の改正趣旨に沿った形での取り扱いをしたいと思いますということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、報告事項……

●谷口議員 いや、その前に管内的にどうなのか。

●総務課長（田辺課長） 管内的には、現在、策定しているというのは釧路市、それから白糠町の2町がこの条例の策定をしているというふうには抑えてございます。他町につ

いては、まだこの条例提案もされていないというふうに聞いております。

それから、いわゆる公表する書式の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど1番議員さんの質問の中でもお答えさせていただいておりますけれども、今日に至っても、いわゆるその書式、統一した書式でこういうような書式を使った方が各団体照らし合わせるのに適切だろうというような趣旨での情報が入ってきてございます。そういったような形の中で、今どういう形、ほかにも既に先行している公表事例、こういった部分等もあわせまして、まだどういう形でやるのが一番わかりやすいかという部分の作業を進めさせていただいております。そういう関係で、まだお示しできる状況ではないということでご理解をお願いをいたしたい。

なお、報告する事項につきましては、書式という部分は特に定めておりません。と申しますのは、報告が来たものをそのまま上げるということではなくて、詳細にわたっての報告、その概要を取りまとめまして、その概要をわかりやすい形で公表するという形になっていきますので、現在、報告する書式については、これでなければならないというような取り決めといたしましょうか、そういう部分もしておりません。少なくともここにある部分の中身がわかるような形で報告をもらうということにしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、報告事項につきましては、それぞれの任命権者から、いわゆる今日までになるわけでございますけれども、これは速やかに受ける段取りをしていただいているという状況でございますのでご理解をいただきたいと思っておりますし、それから公表の時期ですけれども、この法律が公布になりまして、その通知といたしましょうか、その運用上の通知の中では17年のうちに公表しなさいというような内容になってございますので、その点あわせてご理解をいただきたいと思っております。

●谷口議員 根室管内は抑えていますか。

●総務課長（田辺課長） 根室管内の状況までは抑えてございませんでした。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今、説明をいただいたんですが、管内的にいえば、釧路市、白糠町という1市1町という内容なんですが、これについては、いつの議会で制定されたのかお願いいたします。

それから、後でお伺いをいたしました報告の問題なんですが、この条例はまだ制定されていないわけですね。制定していないのに準備ができるのかどうかということなんです。あくまでも報告の義務は、条例が制定されて、それに基づいて報告のお願いをきちんとして、それに基づいて報告がなされるのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういう順序というのは役所であればどうでもいいんでしょうか、はっきりいって。もしこれが今日、今まだ1時ちょっと過ぎですからいいですけども、これが5時、6時過ぎた場合には、例えば公平委員会だとかそういうところとはどういう連絡をとり合うのか。必ずこれは無理があるのではないかなと思うんですが、その辺につい

てはどうお考えでしょうか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） まず、釧路市、白糠町の条例制定の時期についてお答えさせていただきたいと思いますが、釧路市、白糠町につきましては、本年の3月の議会で上程をされて、それぞれ議決をされているというふうに伺ってございます。

それから後段の、いわゆる報告の時期でございます。附則で9月末ということになっているわけでございますけれども、実務的にどうなんだという、確かにおっしゃるとおりでございます。この辺につきましては、さらにちょっと精査をさせていただきたいというふうに考えます。よろしくお願ひ申し上げます。

（「精査をするということは」の声あり）

●議長（稲井議員） 暫時休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時11分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。
町長。

●町長（若狭町長） ただいま審議いただいております議案55号につきましては、午前中の室崎議員並びにただいまの谷口議員の議会論議を踏まえまして内部協議をさせていただきたい、このように考えますので、時間をお貸しさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと存じます。

●議長（稲井議員） 休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時20分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。
町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

貴重な時間をおかりいたしまして、まことに申しわけなく存じます。

谷口議員から附則についての質問がございました。並びにご指摘がございました。こ

の件については、谷口議員が指摘されておるとおりであります。提案者の町長といたしましても、先ほどの午前中の室崎議員の質問についてもご指摘を受けたとおりと私は認識をさせていただいたわけであります。

議員の皆さん方には、まことに議案第55号について申しわけありませんが、事件の訂正をさせていただき提案をさせていただきたいと、かように考えますので、何とぞよろしくお願ひしたいと存じます。

●議長（稲井議員） 休憩いたします。

午後 1 時21分休憩

午後 1 時22分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

改めてお諮りいたします。

ただいま、町長から議案第55号 厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての事件の訂正請求書が配られました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） 大変に貴重な時間を費やしまして、申しわけございません。おわび申し上げます。

事件の訂正請求につきまして、ご説明を申し上げたいと思ひます。

さきに提出いたしました議案第55号に関する事件の訂正でございます。件名につきましては、議案第55号 厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでございます。

訂正理由につきましては、条文の精査によるものでございます。

訂正の内容でございますが、附則の内容の訂正をお願いしたいという内容のものでございまして、附則の第1項、施行期日の記述中でございますけれども、訂正前では「8月末とあるのを9月末」というふうになってございました。この「9月末」を「10月末」に、「6条中10月末とあったものを11月末」と訂正前になっていたものを、訂正後は「11月」を「12月」と読みかえていただきたいという内容でございます。

次、第2項の経過措置といたしまして、この第2項を新たに加えさせていただきたいというものでございます。内容につきましては、「第3条の第6号に規定する勤務成績の

評定に関する報告については、この制度が確立するまでの間、報告することを要しないものとする」という内容のものを附則で第1項追加をさせていただきたいという訂正でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

●議長（稲井議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を承認することに決定いたしました。

訂正請求された事件についての審議をしたいと思います。

ございませんか。

13番。

●菊池議員 確認のためお聞きします。

報告事項の第3条（6）職員の研修の状況だけでいいんですね。及び勤務成績の評定をとるということでいいですね。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 第3条の6号中の規定する中の勤務成績の評定の部分だけです。

これについては、制度確立までの間は報告しないという内容に附則でうたわせていただきたいということでございます。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 3条の（4）の職員の分限及び懲戒処分の状況の中で、課長の答弁の中で、中身の常識については国レベルで検討中であるという答弁がありましたよね。僕、この常識という部分が……

（「様式」の声あり）

●竹田議員 様式と言ったの、常識でなくて。わかりました、すみません。

●議長（稲井議員） いいですね。

●竹田議員 はい。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） ここで、保留になっております議案第52号を再び議題といたします。

1番、室崎議員の2回目の質問に対する答弁を行います。

建設課長。

- 建設課長（北村課長） 大変貴重な時間を割きまして、まことに申しわけございません。

私の勉強不足で適切な答弁ができなくて、まことに申しわけございませんでした。

それでは、最初にご指摘のありました埋立地部分の方、埋立地第2期の分の方でございますけれども、そこののり面の浸透水の関係でございます。その対応については現地で、ちょうど斜線部分のところ、延長で約40メートルくらいありますが、そこの部分の湧水量がかなり多いという形の中で、そこで調査を行いまして、1日当たり23立方メートルというように確認されてございます。

そういう結果から、安全を考慮し、さらに検討したわけですが、その中で排水工指針による基準、標準的には口径150ミリから300ミリの口径となっておりますが、その中で計算された結果、最低の口径150ミリで十分処理できると判断され断面を決定し、波付加工管、有効管φ150ミリを使用することになったものでございます。

次に、浸出水の調整池の方であります。平面図のちょうど左下になりますけれども、その中に、のり面部に丸く囲まれた箇所が4カ所ございます。この分については、のり面に水がにじむ程度といたしますか、ちょっと土の方に水がにじむ程度のような状況でございます。こういう状況ですから、流量計算というのはできるような量ではありませんでしたが、ただ放っておくと、いずれは調整池の遮水シートや何かに対して悪影響を及ぼすということが懸念されましたので、地下水の集排水管、のり面部でございますけれども、暗渠管としては最低の口径150ミリ、立体網状管、これ四角くて10センチ10センチ、100ミリ100ミリの正方形の中に、これは立体網状管という形では、四角い網状のプラスチック管の中にフィルターというものが囲まれて、中に口径50センチの断面が確保されているというものを布設するという形の中で、最低限の口径で対応していると、それで十分対応できるという形で判断し、そのための設計変更を行ったものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 わかりました。

これは、念のためお聞きしますけれども、現在、水がにじむ程度でも春先の湧水期になったらどっと出てくるというようなものではないんでしょうね。そういう安全率を十分確保した上で行っているというふうに解釈してよろしいんでしょうね。

それで、ものには落ちというものが必ず出ることはありますから、余りくどくは言いたくないんですけども、今回ここが一番のポイントだと思うんですよ。それが資料が手元になかったり、もっと言うと頭の中に入っていなかったりすること自身、それでは一体、設計をその後、担当課長あるいは助役、町長含めて決裁するときには何を見ていたのかと言われても仕方がないですよ。だから、こういうことは今後ないようにお願いしたい。

それからもう一つ、今回、休憩のときに各何人かの議員さんの方から出ていたんですが、こういう大きな工事のときの資料なんですけれども、恐らく13ページのこの全紙版ぐらいの大きな紙につくられていると思うんですね。それを縮刷かけて何とかこのA3に合わせて出してくるんだらうと思うんです。あるいは色刷りなのが白黒になるのではないかと、それで非常に見づらいんですよ。字が細かくて、非常に複雑な図面でごちゃごちゃしていて、見る方は老眼が進んできているということで大変つらいんです。ですから、全体図をつけてくださるのは大いに結構で、それと断面図ということで、非常に神経は使ってらしてくださっているのはわかるんですけども、あえてお願いすると、ポイントだけわかりやすい図面を1つつくっておいてもらおうと私たちとしてはやりやすいし、その分審議も早くはかどるのではないかというふうに思いますので、これは要望ということになりますかね、それを含めていかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 1点目のことに関しましては、当然、安全率も考慮した上での断面になっているということをご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の関係でございます。資料の関係でございますけれども、当然、私も苦慮してどういうふうに説明したらといろいろ悩んだと、そういう意味の中では、今後やはり問題がこういう大事なことでございますので、今後の資料の提出に当たっては、その辺をあと検討した上で整理していきたいなということで考えてございます。

あと2点目に言われました、当然、今後において十分、私どもの、せっかく上程しながら一番かなめのところで戸惑いまして、まことに申しわけございません。今後このようにないことにしたいと努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（発言する者なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第7、議案第56号 厚岸町地区集会所条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第56号 厚岸町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げます。

現在、厚岸町では住民の利便性や行政の円滑な推進を図るため、平成14年度から字名改正を年次的に取り進めております。本年度は既に、大字太田村のセタニウシ、大別、サンヌシ、サツベツ地区を7月に実施し、今回は片無去地区の字名改正を11月に行おうとするものであり、これに伴い該当する町有施設の所在位置の表記を改めようとするものであります。

22ページをお開きください。

今般、一部改正しようとする条例は、第1条の厚岸町地区集会所条例、第2条の厚岸町墓地及び霊園条例、第3条の厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例、第4条の厚岸町立学校設置条例であります。いずれも今回の字名改正に伴う町有施設の所在地番の変更であり、改正条例記載のとおりであります。

また、資料として厚岸町地区集会所条例等の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただきますので、参考に願います。

なお、附則といたしまして、この条例は、字名改正の告示行為に基づき平成17年11月14日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第8、議案第57号 厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） ただいま上程いただきました議案第57号 厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

平成17年6月22日、介護保険法等の一部を改正する法律が可決成立をし、平成17年6月29日に公布施行され、痴呆という用語については、侮べつ的意味合いが含まれている上に実態を正確にあらわしておらず、早期発見、早期診断などの取り組みの支障となっていることから、誤解や偏見の解消を図る一環としまして見直しが行われ、認知症に改正されたところであります。

このことから、厚岸町保健福祉総合センター条例においても「痴呆」という用語を「認知症」に改正しようとするものであり、今定例会に改正条例を提案させていただいた次第でございます。

お手元に配付しております厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願いたいと存じます。

条例第13条は、在宅介護支援センターの利用対象者を規定しておりますが、本条に用いられている「痴呆」という用語を「認知症」に改正しようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書24ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第9、議案第58号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第59号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第60号 厚岸町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） ただいま上程いただきました議案第58号、第59号、第60号、それぞれ提案理由の説明をさせていただきます。

議案第58号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては、先ほどご審議をいただきました議案同様、平成17年6月22日介護保険法等の一部を改正する法律が可決成立をし、平成17年6月29日公布施行され、介護保険施設等における食事の提供に要する費用及び居住等に要する費用については、施設介護サービス費などの対象としないこととして、平成17年10月1日より施行されますことから、厚岸町が行います介護サービス事業を利用された場合の利用者負担額を規定しております本条例の一部を改正しようとするものでございます。

お手元に配付の厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例、新旧対照表1ページをごらん願いたいと存じます。

条例第6条第1項各号の規定でございますが、利用者負担額の算定根拠を定める内容であります。

このたびの法律改正に伴い、同条第1項各号条文にわたる削除及び追加が随所に生じましたことから、文言の整理に伴い、同条第1項各号を全文改めようとするものであります。改正いたします部分を線引き表示させていただいておりますので、ご確認願いたいと存じます。

改正案第1号については、現行第4条で規定しております本事業の対象者のうち、第1号の訪問入浴介護、第2号の通所介護、第3号の短期入所生活介護を利用する場合の利用者負担額の規定であります。第4条第3号の短期入所生活介護については、このたびの法改正により食費、滞在費について利用者負担とされたことから、条例第6条第1項第1号から分離をいたしまして規定する必要が生じまして、1ページ下段のとおり第1項第2号といたしたく、改正案第1号のとおり条文を整理しようとするものでございます。

改正案第2号につきましては、1ページ下段から2ページをごらん願いたいと存じます。

現行第4条第3号の短期入所生活介護を利用する場合の食費及び滞在費の利用者負担の規定を追加しようとするものであります。

第2号アの条文は、事業者が利用者にかわって保険者から保険給付額を直接受け取る

制度であります代理受領に該当するサービスの利用者負担について、保険給付外の1割負担分に、食費及び滞在費の総額から所得の低い方への負担軽減対策として新たに設けられました補足給付費相当分を差し引いて合算をし、利用者負担分としようとする規定でございます。

なお、補足給付費でございますが、所得の低い方に負担限度額を設け、事業者が基準となります平均的な費用から利用者負担段階ごとの負担限度額を差し引いて求めました補足給付額を算出をし、保険者から給付を受ける、そういう制度であります。

第2号イの条文につきましては、ア以外の法定代理受領サービスに該当しない介護認定前に緊急の利用があった場合、一たん利用料の全額をご負担いただくとする規定でございます。

改正案第3号につきましては、2ページから3ページをごらん願いたいと存じます。

居宅介護支援事業所の規定でございます。

第3号アの条文は、法定代理受領可能な事業所の利用の場合、利用者負担額は無料とする規定であります。

第3号イの条文は、ア以外の法定代理受領サービスに該当しない場合は利用料の全額をご負担いただくとする規定でありまして、現行の第2号を第3号に繰り下げをする、そういう内容であります。

続きまして、改正案第4号につきましては、3ページから4ページをごらん願いたいと存じます。

介護療養型医療施設に係る規定でありまして、引用法令の条項番号の改正への対応、介護療養型医療施設における居住費の利用者負担の規定の追加に伴う条文の整理であります。

第4号アの条文につきましては、利用者の1割負担に、食費及び居住費の総額から補足給付費相当分を差し引いて合算し、利用者負担分としようとする規定でございます。後段ただし書きの規定は、所得の低い方以外の利用者負担段階、第4段階に該当される場合の食事の提供費用の額については、前段の規定にかかわらず、記載されております限度額を上限といたしましてご負担いただくとする規定でございます。

第4号イの条文は、ア以外の介護認定前などの利用があった場合、一たん利用料の全額をご負担いただくとする規定であり、後段ただし書きの規定は、所得の低い方以外の利用者負担段階、第4段階に該当される場合の食事の提供費用の額につきまして、前段の規定にかかわらず、限度額を上限としてご負担いただくとする規定であり、現行第3号、これを第4号に繰り下げるものであります。

改正案第5号につきましては、4ページをごらんいただきたいと思っております。

特別養護老人ホームに関する規定であります。特別養護老人ホームにおける居住費の利用者負担の規定の追加に伴う条文の整理を行おうとするものであります。

第5号アの条文は、利用者の1割負担に、食費及び居住費の総額から補足給付費相当分を差し引いて合算をし、利用者負担分としようとする規定でございます。

第5号イの条文は、ア以外の介護認定前などの利用があった場合、一たん利用料の全額をご負担いただくとする規定であり、現行第4号を第5号に繰り下げるものであります。

条例案第6号については、4ページをごらんいただきたいと思います。

厚岸町介護予防・生活支援事業条例第5条第2項第1号、これにつきましては、自立高齢者の生きがい活動支援通所事業に規定する利用料とし、同項第2号につきましては、自立高齢者の生活管理指導、短期宿泊事業に規定する利用料とする内容であり、現行第5号を第6号に繰り下げる内容であります。

5ページの附則第2項の改正につきましては、特別養護老人ホームの旧措置入所者に係る利用者負担の規定でございます。引用法令の条項番号の改正及び特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者における居住費の利用者負担の規定を追加することに伴う条文の整理を行おうとするものであります。

5ページの附則第3項の改正につきましては、利用者負担の減額の規定でございます。社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の運用改善に伴いまして、減額対象者に係る条文を整理をいたしまして、減額率の変更を行おうとするものであります。

恐れ入りますが、議案書28ページにお戻りをいただきたいと存じます。

附則であります。施行期日につきましては、この条例は平成17年10月1日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、この条例の施行の日前に利用した介護サービスに係る利用者負担及び実費に相当する費用については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第59号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましても、先ほどご審議をいただきました議案同様、平成17年6月22日介護保険法等の一部を改正する法律が可決成立をし、平成17年6月29日公布施行され、食事に要する費用を保険給付の対象外とされたことにより、デイサービスセンターが行う通所介護について、これまで食事の提供が義務とされていたものを、平成17年10月1日以降、事業者や利用者が選択できる内容に改められましたことから、厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例に引用している部分を入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）から、入浴、排せつ、食事等の介護に改めたいとするものでございます。

お手元に配付の厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願いたいと存じます。

条例第3条は、デイサービスセンターが行う事業を定める内容であります。

第1号に定めるサービスの内容を、新旧対照表記載のとおり、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）から、入浴、排せつ、食事等の介護に改め、条文の整理を図ろうとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書29ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則であります。施行期日につきましては、この条例は平成17年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第60号 厚岸町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する

条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましても、先ほどご審議をいただきました議案同様、平成17年6月22日介護保険法等の一部を改正する法律が可決成立をし、平成17年6月29日公布施行され、介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用については、施設介護サービス費などの対象としないこととして、平成17年10月1日より施行されますことから、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準が見直しをされまして、平成17年9月7日告示をされたところでございます。

厚岸町介護予防・生活支援事業条例による利用者負担額の算定根拠を、さきに申し上げました算定に関する基準による介護報酬単位としておりますことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

お手元に配付の厚岸町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願いたいと存じます。

条例第5条第2項は、利用者負担の額を定める内容であります。

第2項第1号は、自立高齢者の生きがい活動支援通所事業、これに係る利用料を、新旧記載のとおり、470円から570円に改正しようとするものでございます。これは、今般の介護報酬単位の見直しによって食事の提供に要する費用分が減額となりますが、あわせて昨年10月から実施されておりますデイサービスの利用時間の延長に伴う報酬単位の区分の変更を今回行おうとすることから増額となるものでございます。

本来であれば、昨年10月時点でデイサービス事業のサービス向上にあわせた利用者負担の増額をお願い申し上げるべきところではございましたが、自立高齢者の生きがい活動支援通所事業の対象者には単身独居の方が多く、昨年段階では、時間延長は帰宅時間が遅くなるため、冬期間は困るといった利用者の声がありましたために、その動向を見る必要があるものとして増額の改定を見送ってきたところであります。今般、利用者の理解も進みましたことから、介護報酬単位の見直しにあわせ、根拠としている報酬単位区分にあわせた改正を行いたいとするものでございます。

また、同項第2号は、自立高齢者の生活管理指導短期宿泊事業に係る利用料を、新旧記載のとおり、790円から650円に改正しようとするものでございます。ショートステイに係る食事や滞在費に要する費用が介護報酬単位から削減されたことにあわせまして、減額をしたいとする内容であります。

恐れ入りますが、議案書30ページにお戻りをいただきたいと存じます。

附則であります。施行期日につきましては、この条例は平成17年10月1日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、この条例の施行の日前に利用したサービスに係る利用者負担及び実費に相当する費用については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） 本3件の審査方法についてお諮りいたします。

本3件の審査につきましては、介護保険制度等調査特別委員会に付託し、会期中に審

査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本3件の審査については介護保険制度等調査特別委員会に付託し、会期中に審査することに決定しました。

特別委員会開会のため、本会議を休憩します。

午後2時02分休憩

午後3時40分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告の申し出がなされております。

これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

- 議長（稲井議員） 追加日程、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

9番。

- 松岡委員長 ただいま議会運営委員会を開き、お手元に上程されております議案第66号の財産の取得について、この審査方法でございますが、本会議において審査することに決定いたしました。

なお、議件2として、その他として、会期の延長について協議をしました。

会期を10月3日までとし、1日、2日を休会とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

(「異議あり」の声あり)

●議長（稲井議員） 何の異議ですか。

（「委員長の質疑省略に対し、質問があります」の声あり）

●議長（稲井議員） 委員長に対する。

（「はい」の声あり）

●議長（稲井議員） それでは、3番。

●南谷議員 朝から、この3日間、慎重な議論をさせて、会期の延長そのものに関しましては、私は異議ありません。しかしながら、今日初めて声を出させていただくんですけども、少なくとも明日を期日に迎える案件もあります。今日を含めてやはり、以前にも私申させていただいたんですけども、本当に土日不可能ということでしょうけれども、私は議運の委員ではないんですけども、意見も申されません。委員長、その辺の意見というのは、他の委員さんにはなかったんでしょうか。

過去、昔の先輩議員は、時計をとめてまで慎重議論をされたというお話も伺っております。だから、時間がかかることについては、しっかり皆さん慎重審議されているわけですから、そのことについては、私は反論はありません。意見はありません。その辺の各議運の委員さんの見解というものは何もなかったんでしょうか。この辺についてご意見なり、議運の委員長さんとしてのご意見を伺いたいと思います。

●議長（稲井議員） 9番。

●松岡委員長 お答えいたします。

本日はこれでやめると言っているわけではありません。このまま何時間にするかわかりませんが、区切りのいいところでやめるようにして、まだ閉会まで1時間以上あります。もし、その状態によっては時間を延長してもやろうと思っています。これでやめるということではありませんので、今あなたが申しましたこの案件は、今審議中であり、このまま継続して審議いたしますので、ご了承願います。

●議長（稲井議員） 改めてお諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、10月3日まで3日間延長し、1日、2日は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は3日間延長し、1日、2日は休会とすることに決定しました。

特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後4時53分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（稲井議員） ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第58号、59号、60号の審議が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本会議を休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時56分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（稲井議員） 議案第58号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 厚岸町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を再び一括議題といたします。

本3件の審査については、介護保険制度等調査特別委員会に付託し審査を求めているところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

12番、谷口委員長。

- 谷口委員長 本委員会に付託されました議案第58号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 厚岸町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、本3件の審査につきましては、先刻、本

委員会を開催し、慎重に審査をした結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

- 議長（稲井議員） 初めに、議案第58号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 厚岸町在宅介護・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議長（稲井議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、10月3日まで延会したいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、延会いたします。

午後 4 時59分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成17年9月30日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員